替助員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人生産技術研究奨励会(以下「本会」という。)定款第44条に基づき、 賛助員について必要な 事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 賛助員は、本会の目的に賛同し、賛助会費を納付又は特別な寄附をなした法人・団体又は個人を会員とする。

(申込)

第3条 賛助員になろうとする者は、所定の入会申込書により、申し込むものとする。

(会費)

第4条

- (1) 会費は、年額1口10万円とする。
- (2) 会費は、毎年4月末日までに、当年度分を納入するものとする。ただし、途中入会の場合は、請求後1ヶ月以内にその年度の会費を納入するものとする。
- (3) 既納の会費は、返還しないものとする。

(期間)

第5条 期間は、4月1日(途中入会の場合は、入会日)から翌3月31日までの1年間とし、自動継続とする。

(退会)

第6条 賛助員は、退会しようとするとき、その旨を書面にて本会に届け出なければならない。

(除名)

- 第7条 賛助員が次の各号の一に該当するときは、除名することができる。除名の決定は、理事長が決定する。
 - (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為のあったとき
 - (2) 定款又は理事会若しくは評議員会の決議に違反した行為があったとき
 - (3) 会費の納入を怠ったとき

附則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める 一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に、財団法人生産技術研究奨励会の賛助員となっている者については、特段の申し出がない限り、この規則に基づいて賛助員になったものとみなす。